



島根県報

平成24年6月29日（金）

号外第95号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

療育の給付、養育医療の給付及び小児慢性特定疾患治療研究事業の医療の給付に（健康推進課） 2
係る費用の徴収等に関する規則の一部を改正する規則

公布された条例等のあらまし

◇療育の給付、養育医療の給付及び小児慢性特定疾患治療研究事業の医療の給付に係る費用の徴収等に関する規則（規則第74号）

1 規則の概要

(1) 療育の給付、養育医療の給付及び小児慢性特定疾患治療研究事業の医療の給付に係る費用の徴収額及び自己負担額に関する所得税の額の算定方法について所要の改正を行うこととした。（別表第2・別表第3・様式第1号関係）

(2) その他規定及び様式の整理

2 施行期日

平成24年7月1日から施行することとした。

規 則

療育の給付、養育医療の給付及び小児慢性特定疾患治療研究事業の医療の給付に係る費用の徴収等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年6月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第74号

療育の給付、養育医療の給付及び小児慢性特定疾患治療研究事業の医療の給付に係る費用の徴収等に関する規則の一部を改正する規則

療育の給付、養育医療の給付及び小児慢性特定疾患治療研究事業の医療の給付に係る費用の徴収等に関する規則（昭和62年島根県規則第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「当該児童」を「当該児童等」に改める。

別表第2の2の表備考の1中「及び同法附則第5条第2項」を「、第314条の8並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項」に改め、同表の備考の2中「次の」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）第1条の規定による改正前の所得税法第84条の規定を適用するものとし、次に掲げる」に改め、同表の備考の2の(1)から(3)までを次のように改める。

- (1) 所得税法第78条第1項（同条第2項第1号、第2号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るものに限る。）及び第3号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るものに限る。）に規定する寄附金に係るものに限る。）、第92条第1項及び第95条第1項から第3項まで
- (2) 租税特別措置法第41条第1項から第3項まで、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第4項及び第5項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第2項、第41条の19の4第1項及び第2項並びに第41条の19の5第1項
- (3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条

別表第2の2の表備考の8中「社会保険各法及び結核予防法」を「医療保険各法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の規定による」に改め、同表の備考の8を同表の備考の9とし、同表の備考の7中「生活保護法の規定による保護」を「生活保護法の規定による保護等」に改め、同表の備考の7を同表の備考の8とし、同表の備考の6中「生活保護法の規定による保護」を「生活保護法の規定による保護等」に改め、同表の備考の6の(2)中「均等割額及び所得割額の合算額」を「所得割額」に改め、同表の備考の6を同表の備考の7とし、同表の備考の5中「生活保護法の規定による保護」を「生活保護法の規定による保護等」に改め、同表の備考の5の(1)中「並びに均等割額及び所得割額の合算額」を「及び所得割額」に改め、同表の備考の5を同表の備考の6とし、同表の備考の4

中「規定による保護」の次に「及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の規定による支援給付（以下「生活保護法の規定による保護等」という。）」を加え、同表の備考の4を同表の備考の5とし、同表の備考の3の次に次のように加える。

- 4 この表における「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の規定による支援給付受給世帯」とは、児童又は未熟児の扶養義務者の1人以上が、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の規定による支援給付を受けている世帯をいう。

別表第3中

「

階 層 区 分	自己負担限度額	
	入 院	外 来

」

を

「

階 層 区 分	自己負担限度額	
	入 院	外 来
生活保護法の被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円	0円
生計中心者の市町村民税が非課税の場合	0円	0円

」

に改め、同表の備考の2を同表の備考の3とし、同表の備考の1を同表の備考の2とし、同表の備考の1として次のように加える。

- 1 この表における「所得税課税年額」とは、所得税法、租税特別措置法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の規定によって計算された所得税の額をいう。ただし、所得税額を計算する場合には、所得税法等の一部を改正する法律第1条の規定による改正前の所得税法第84条の規定を適用するものとし、次に掲げる規定は適用しないものとする。

- (1) 所得税法第78条第1項（同条第2項第1号、第2号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るものに限る。）及び第3号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るものに限る。）に規定する寄附金に係るものに限る。）、第92条第1項及び第95条第1項から第3項まで
- (2) 租税特別措置法第41条第1項から第3項まで、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第4項及び第5項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第2項、第41条の19の4第1項及び第2項並びに第41条の19の5第1項
- (3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律附則第12条

様式第1号を次のように改める。

様式第1号 (第4条関係)

世帯調書			※認定 (記入しないこと。)		階層区分				
					徴収基準月額 円				
申請者氏名		Ⓣ	本人氏名						
児童 又 未 熟 児 の 属 す る 世 帯	世帯構成員 氏名	本人との 続柄	性別	生年月日	年齢 (前年の12月 31日時点)	税制上の扶養 義務者氏名	所得税額	備考	
0～15歳の扶養親族			人		16～18歳の扶養人数		人		
世帯外 扶養 義務者	氏名	本人との 続柄	性別	生年月日	年齢 (前年の12月 31日時点)	税制上の扶養 義務者氏名	所得税額	備考	
0～15歳の扶養親族			人		16～18歳の扶養人数		人		

備考

- 1 世帯構成員氏名欄には、児童又は未熟児本人と生計を一にしている全世界帯構成員を児童又は未熟児本人を含めて記入すること。
- 2 所得税額欄には、所得税法、租税特別措置法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の規定によって計算された前年分の所得税の額（所得税法等の一部を改正する法律第1条の規定による改正前の所得税法第84条の規定を適用するものとし、同法第78条第1項（同条第2項第1号、第2号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るものに限る。）及び第3号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るものに限る。）に規定する寄附金に係るものに限る。））、第92条第1項及び第95条第1項から第3項まで、租税特別措置法第41条第1項から第3項まで、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第4項及び第5項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第2項、第41条の19の4第1項及び第2項並びに第41条の19の5第1項並びに租税特別措置法等の一部を改正する法律附則第12条の規定を適用しないものとして得た額とする。）を記入すること。ただし、前年分の所得税の額が明らかでないときは、前々年分の所得税の額を記入すること。
- 3 世帯内に本人以外の療育の給付又は養育医療の給付を受け、又は受けることが決定している児童又は未熟児があるときは、その旨を備考欄に記入すること。

- 4 世帯外扶養義務者欄には、世帯構成員以外で現に児童又は未熟児に対し扶養義務を履行している者がある場合に記入すること。

添付書類

- 1 生活保護法の規定による被保護世帯は、被保護世帯であることを証明する福祉事務所長の証明書
- 2 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の規定による支援給付受給世帯は、支援給付受給世帯であることを証明する福祉事務所長の本人確認証
- 3 市町村民税非課税世帯は、非課税又は免除を証明する市町村長の証明書
- 4 所得税非課税世帯は、非課税を証明する税務署長又は源泉徴収義務者の書類及び市町村民税額を証明する市町村長の証明書
- 5 所得税課税世帯は、その課税額について税務署長又は源泉徴収義務者の証明する書類及び市町村民税額を証明する市町村長の証明書
- 6 世帯内に2人以上の所得がある世帯の者にあつては、それぞれ所得のある者ごとの上記1から5までの書類

様式第4号中「第7条関係」を「第6条関係」に、「健保・国保・共済・船員・生保・その他」を「協会・組合・国保・共済・生保・その他」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の療育の給付、養育医療の給付及び小児慢性特定疾患治療研究事業の医療の給付に係る費用の徴収等に関する規則別表第2及び別表第3の規定は、平成24年7月1日以後の療育の給付、養育医療の給付及び小児慢性特定疾患治療研究事業の医療の給付に係る費用の徴収について適用する。